



KATORI

平成29年5月12日
千葉県香取市

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置を行います。

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第10項の規定による略式代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

平成29年5月19日（金曜日）午前9時

2. 建物の所在地

香取市小見川5612番地19

3. 建物の用途・構造

店舗兼居宅（木造2階建て）

4. 執行内容

- ・上記建物を解体処分します（基礎部を除く）。

※空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき、平成29年1月25日に建物の所有者等に対して公告をしています。略式代執行開始日時までに所有者等から連絡があった場合は、略式代執行を延期もしくは中止することがあります。

問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当 齋藤・佐藤

電話 0478 - 50 - 1214